

香川労働局発表  
令和2年11月30日

担	香川労働局労働基準部 健康安全課長 中山 智 安全専門官 小山 正博
当	電話(087)811-8920(直通) 夜間(087)811-8926(呼出) <a href="https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/">https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/</a>

## 12月1日から「年末年始ゼロ災香川推進運動」を展開

### 『きっちり確認 ゆっくり休息

### しっかり準備 年末年始無災害』

香川労働局(局長 ほんま ゆきてる 本間 之輝)は、年末を笑顔で送り、労働災害のない明るい新年を迎えるために、労働災害の増加が懸念される年末年始の期間に標記運動を展開して、労働災害の減少に取り組みます。

香川県下における令和2年10月末現在の労働災害は、休業4日以上<sup>の</sup>死傷者数が910人で、前年同期と比較して5人減少しているものの、死亡者数は10人で、同様に比較して4人増加し、現在、死亡労働災害撲滅に向けた取組を実施しているところです。

また、年末年始は何かと慌ただしい時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、事業場、工場が一斉に操業を停止・再開する際や大掃除の際等に、通常では行わない非常作業等が多くなる時期でもあります。更に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、各事業場、職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となります。

そこで、香川労働局では、本年12月1日から来年1月15日までの間、

### 『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』

の標語のもと、「年末年始ゼロ災香川推進運動」を展開し、管内の労働基準監督署、労働災害防止団体、地方公共団体等を通じ、各事業場が下記の実施事項に的確に取り組むよう周知・啓発に努めます。

#### 主唱者(香川労働局・各労働基準監督署)の実施事項

- 1 リーフレット等の制作及び配布
- 2 事業場に対する周知・啓蒙
- 3 安全衛生パトロールの実施
- 4 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- 5 報道機関、ホームページ等を通じた周知、広報の実施

#### 事業場の実施事項

・「令和2年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱」の6のとおり

# 令和2年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱

香川労働局

## 1 趣 旨

香川県下の令和2年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、10月末現在910人で、前年同期と比較すると5人減少しているが、依然として墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。死亡者数については、過去最少となった令和元年の6人から、令和2年10月末現在で10人と増加に転じている。

令和2年は、あらゆる産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策を徹底しながら事業活動を軌道に乗せることが求められ、これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら迎える年末年始は、従来にも増して慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなり、危険が増大することが懸念され、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに、経営者、労働者が一丸となって取り組むことが一層重要となっている。

香川労働局、各労働基準監督署等においては、現在、死亡労働災害撲滅に向けた取組を推進しているところであるが、休業4日以上之死傷災害の発生状況、年末年始の特性等を踏まえ、労働災害防止団体等と連携を図り、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、

**『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』**

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「令和2年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災香川推進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日までとする。

## 3 主唱者

香川労働局、各労働基準監督署

## 4 実施者

各事業場

## 5 主唱者の実施事項

- (1) リーフレット等の制作及び配布
- (2) 事業場に対する周知・啓蒙
- (3) 安全衛生パトロールの実施
- (4) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (5) 報道機関、ホームページ等を通じた周知、広報の実施

## 6 事業場の実施事項

### 【最重点事項】

- (1) 転倒災害防止対策「STOP！転倒災害プロジェクト」の徹底
- (2) 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- (3) 交通労働災害防止対策の推進

### 【重点事項】

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (3) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (4) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 腰痛予防対策の徹底
- (6) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (9) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (10) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣（睡眠、食生活、運動等）に関する健康指導などの実施
- (11) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (12) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



# 年末年始ゼロ災害香川推進運動

【期間 令和2年12月1日から令和3年1月15日まで】

『きっちり確認 ゆっくり休息  
しっかり準備 年末年始無災害』

年末年始は労働災害の発生要因の増大が懸念されます。

これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、次の事項を実行しましょう！

## 【 職場での重点的な取組事項 】

### 最重点事項

- (1) 転倒災害防止対策「STOP! 転倒災害プロジェクト」の徹底
- (2) 墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害の防止
- (3) 交通労働災害防止対策の推進

### 重点項目

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) KY（危険予知）活動を活用した非定常作業における労働災害防止対策の徹底
- (3) 機械設備に係る一斉検査および作業前点検の実施
- (4) 安全保護具・労働衛生保護具、安全標識・表示等の点検と整備・更新
- (5) 腰痛予防対策の徹底
- (6) 火気の点検、確認など火気管理の徹底
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 年末時期の大掃除等を契機とした5Sの徹底
- (9) 年始時期の作業再開時の安全確認の徹底
- (10) 高年齢労働者を含めた身体機能の維持向上のための健康づくり、健康的な生活習慣(睡眠、食生活、運動等)に関する健康指導の実施
- (11) 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策の徹底
- (12) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施

香川労働局・各労働基準監督署

# 令和2年度 年末年始ゼロ災香川推進運動実施要綱

香川労働局

## 1 趣 旨

香川県下の令和2年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、10月末現在910人で、前年同期と比較すると5人減少しているが、依然として墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害が高い割合で発生している状況にある。死亡者数については、過去最少となった令和元年の6人から、令和2年10月末現在で10人と増加に転じている。

令和2年は、あらゆる産業が新型コロナウイルス感染症の影響を受け、感染症対策を徹底しながら事業活動を軌道に乗せることが求められ、これまでとは異なる「新しい生活様式」の下で、労働者が生産性を高めつつ、安全かつ健康に働くことのできる職場環境・体制を早急に整備することが重要となる。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら迎える年末年始は、従来にも増して慌ただしい中での大掃除や機械設備の保守点検・再稼働等の作業が多くなり、危険が増大することが懸念され、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非定常作業における安全確認の徹底、整備を含めた保護具の点検の実施、感染予防を含めた労働者の健康状態の確認などに、経営者、労働者が一丸となって取り組むことが一層重要となっている。

香川労働局、各労働基準監督署等においては、現在、死亡労働災害撲滅に向けた取組を推進しているところであるが、休業4日以上之死傷災害の発生状況、年末年始の特性等を踏まえ、労働災害防止団体等と連携を図り、皆で力を合わせて無事に一年を締めくくり、明るい新年を迎えられるよう、安全・健康への思いを新たに、

**『きっちり確認 ゆっくり休息 しっかり準備 年末年始無災害』**

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「令和2年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災香川推進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

令和2年12月1日から令和3年1月15日まで

## 3 主唱者

香川労働局、各労働基準監督署

## 4 実施者

各事業場

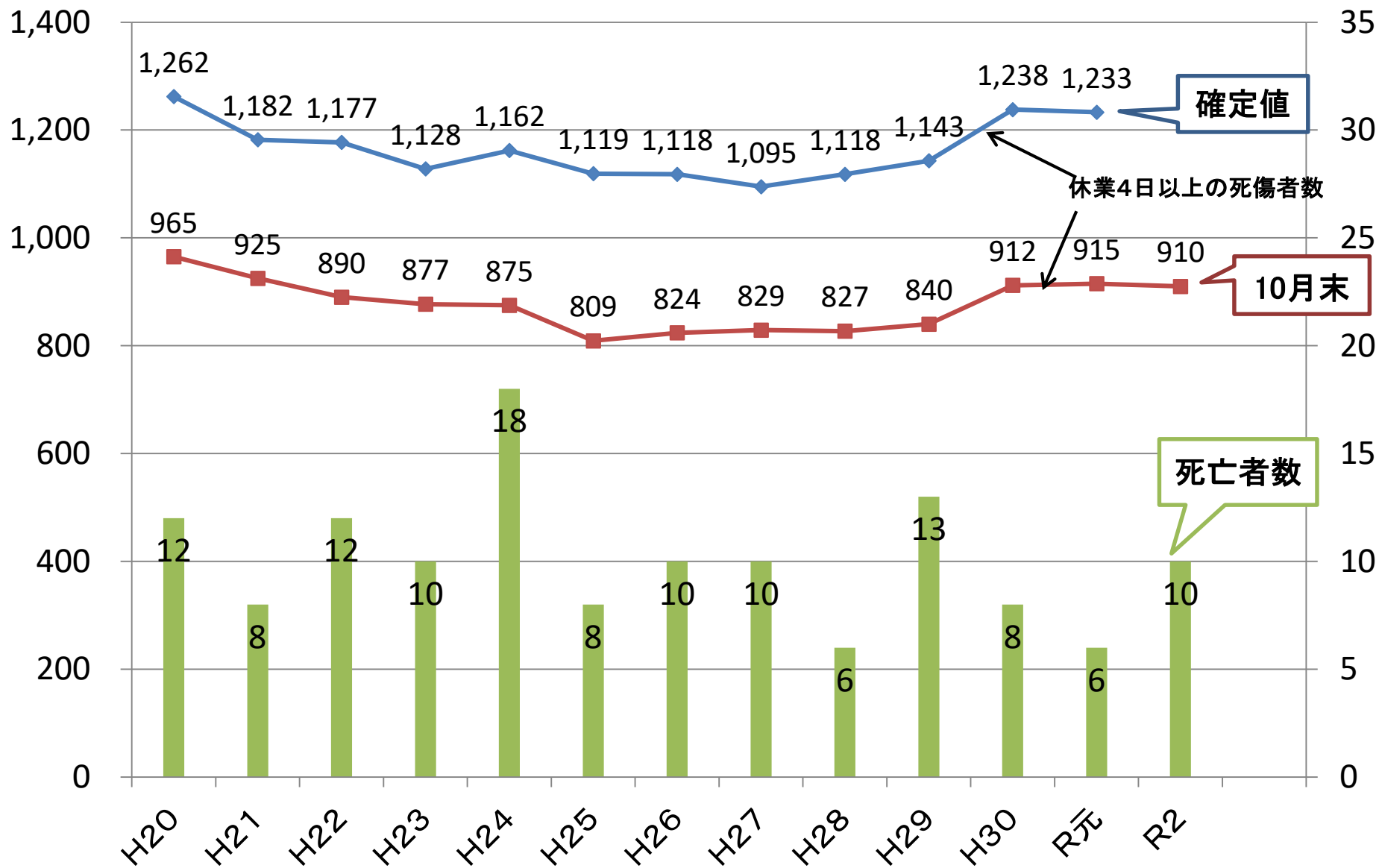
## 5 主唱者の実施事項

- (1) リーフレット等の制作及び配布
- (2) 事業場に対する周知・啓蒙
- (3) 安全衛生パトロールの実施
- (4) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施
- (5) 報道機関、ホームページ等を通じた周知、広報の実施

## 6 事業場の実施事項

※リーフレット表面の【職場での重点的な取組事項】のとおり

# 香川県下の労働災害の発生状況



R2の死亡者数は10月末現在